

「障害者差別解消支援地域協議会」設置要綱

(趣旨)

第1条 地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークを構築することで、地域全体として、差別の解消に向けた主体的な取組が行われることを目的に、「障害者差別解消支援地域協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、障害者差別解消支援に向けて、必要な以下の事項について協議し、意見を述べる。

- (1) 広域的な課題、相談に係る事例等について、適切な相談窓口を有する機関の照会等解決を後押しするための協議
- (2) 好事例を含む相談事例の共有、分析
- (3) 障害者差別に対する共通した認識を形成するための協議
- (4) 事案の発生防止に向けた取組についての協議
- (5) 構成機関等による周知、啓発活動の取組についての協議・発信
- (6) その他

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる構成機関で構成する。

2 構成機関からの出席者を委員とする。

(会長および副会長)

第4条 協議会に、会長および副会長を1名置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、委員の中から会長の指名により定め、会長を補佐し、会長に事故等があった時または欠けた時は職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長になる。

2 会長は、必要があると認めるときは、構成機関以外の者に対し、会議への出席、情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第6条 法19条に基づき、協議会の事務に従事する者または協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、滋賀県健康医療福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年8月31日から施行する。

(別表)

分野	構成機関名
国の機関	滋賀労働局
	大津地方法務局
地方公共団体	滋賀県教育委員会
	滋賀県保健所長会
	滋賀県立精神保健福祉センター
	滋賀県警察本部
	滋賀県健康医療福祉部障害福祉課
当事者	滋賀県身体障害者福祉協会
	滋賀県視覚障害者福祉協会
	滋賀県聴覚障害者福祉協会
	滋賀県手をつなぐ育成会
	滋賀県難病連絡協議会
	滋賀県精神障害者家族会連合会
	日本発達障害ネットワーク滋賀
	NPO法人C I Lだんない（自立生活センター）
教育	滋賀県特別支援教育研究会
福祉等	滋賀県社会福祉協議会
	滋賀県障害者自立支援協議会相談支援事業ネットワーク部会
	滋賀県精神保健福祉士会
医療 保健	滋賀県医師会
	日本精神科病院協会滋賀支部
事業者	滋賀経済産業協会
	滋賀県中小企業家同友会
法曹等	滋賀弁護士会
有識者等	学識経験者等